

2-3. 等級ラベル表示

(3) ラベル表示（等級の確定方法 ～生物多様性保全～）

- 温室効果ガス削減への貢献の算定・等級表示を行ったコメについて、追加的指標として表示する。
- 対象とするほ場での取組実施数を基本に得点化し、得点に応じた等級とする。

見える化の評価

得点	なし	1	2	3以上
等級	-	★	★★	★★★

評価対象の取組

対象取組	得点
化学農薬・化学肥料の不使用	2
化学農薬・化学肥料の5割以上10割未満低減	1
冬期湛水	1
中干し延期または中止	1
江の設置等	1
魚の保護	1
畦畔管理	1

評価例

冬期湛水のみ	★ 1点
化学農薬・化学肥料の5割低減	★ 1点
化学農薬・化学肥料の5割低減 + 江の設置	★★ 2点
魚の保護（魚道の設置） + 畦畔管理	★★ 2点
有機農業（化学農薬・化学肥料の不使用 + 畦畔管理）	★★★ 3点
化学農薬・化学肥料の5割低減 + 畦畔管理 + 冬期湛水	★★★ 3点

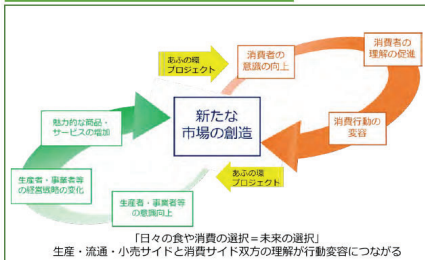
2. 環境負荷低減の見える化の基本的な考え方

(参考) 消費者への「見える化」の認知度向上に向けて

- 等級ラベル表示による訴求に加え、消費者に環境配慮の意識啓発を行うことが重要です。農林水産省は、消費者庁・環境省と連携し、生産側と消費側それぞれの取組を促進し、互いに意識・行動を変えていくことで、新たな市場の創出を目指す「あふの環2030プロジェクト」を進めています。
- 環境負荷低減を「見える化」した商品を選択してもらうためには、消費者への直接的なベネフィットを提供する方法なども検討することが求められます。そのためには、ポイント制度や広告など、小売店事業者等の協力を得て進めることが必要と考えられます。
- 農林水産省は、環境省の主導するデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）と連携するなど、食の分野を中心に消費者の行動変容を促していきます。

あふの環2030プロジェクト ～食と農林水産業のサステナビリティを考える～

持続可能なサプライチェーンの確立に向けて



あふの環プロジェクトにおける活動

サステナウィーク

あふの環勉強会

サステナフード 伝えたい 日本の「サステナブル」

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」とは

- G7広島サミットも見据え、脱炭素につながる**新しい豊かな暮らし**の実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル 転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信します。

脱炭素の実現に向け、暮らし、ライフスタイルの分野でも大規模なCO2削減が求められます

1 例えば10年後など、脱炭素につながる**将来の豊かな暮らしの全体像、絵姿**をお示しします

2 国、自治体、企業、団体等で共に、**国民・消費者の新しい暮らし**を後押しします

国内での**新たな消費・行動の喚起とグローバルな市場創出・マーケットイン**を促します

出典：環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（2023年1月）

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(1) 簡易算定シートとは

- 農産物の温室効果ガス簡易算定シートは、農業者等が生産にかかるGHG排出量や削減率を簡易に算定するためのエクセルを利用したツールであり、農林水産省が作成したものです。農林水産省に利用者登録することにより、誰でも利用することができます。
- 温室効果ガス排出原単位は、IDEA（アイデア）v2.3データベース等を利用しています。

【入力シート 選択・入力項目の例】

基本情報	入力項目
農産物	農業使用量
栽培都道府県	殺虫剤
栽培面積	殺菌剤
収穫量（年間）	その他農薬
農産物残渣の取扱い	除草剤
作物残渣の取扱い方法	肥料使用量
水田の灌水方式	窒素肥料
灌水方式	リン肥料
中干し延長	カリ肥料
秋耕の実施	堆肥
あり/なし	プラスチック資材
土壌への炭素貯留の取り組み	農業用塩化ビニルフィルム
バイオ炭の施用	その他プラスチック類
バイオ炭の種類	燃料・電力使用量
バイオ炭年間施用量	ガソリン
緑肥の使用	軽油
緑肥の種類	灯油
	A重油
	LPG
	都市ガス
	系統電力

削減貢献量・削減貢献割合を自動計算

【算定結果の出カイメージ】

農産物10kgあたりの温室効果ガス排出削減への貢献量（CO₂換算値）

GHG削減量（対標準値）※マイナス表記が削減貢献分、プラス表記は増加	削減貢献割合
合計	-3.60kg-CO₂e/10kg ▲29.5%
農業	-0.06kg-CO ₂ e/10kg ▲8.9%
肥料	-0.32kg-CO ₂ e/10kg ▲21.3%
プラスチック資材	-0.00kg-CO ₂ e/10kg ▲22.7%
燃料・電力	-0.30kg-CO ₂ e/10kg ▲11.3%
土壌N ₂ O	-0.21kg-CO ₂ e/10kg ▲31.7%
水田CH ₄ *	-1.92kg-CO ₂ e/10kg ▲26.9%
残渣焼却	0.00kg-CO ₂ e/10kg ▲0.0%
(吸収)土壌への炭素貯留	-0.80kg-CO ₂ e/10kg ▲246.1%

入力データ: -1.1, 0.6, 1.2, 0.0, 2.3, 0.4, 5.2 → 29.5%削減へ貢献

標準値: -0.33

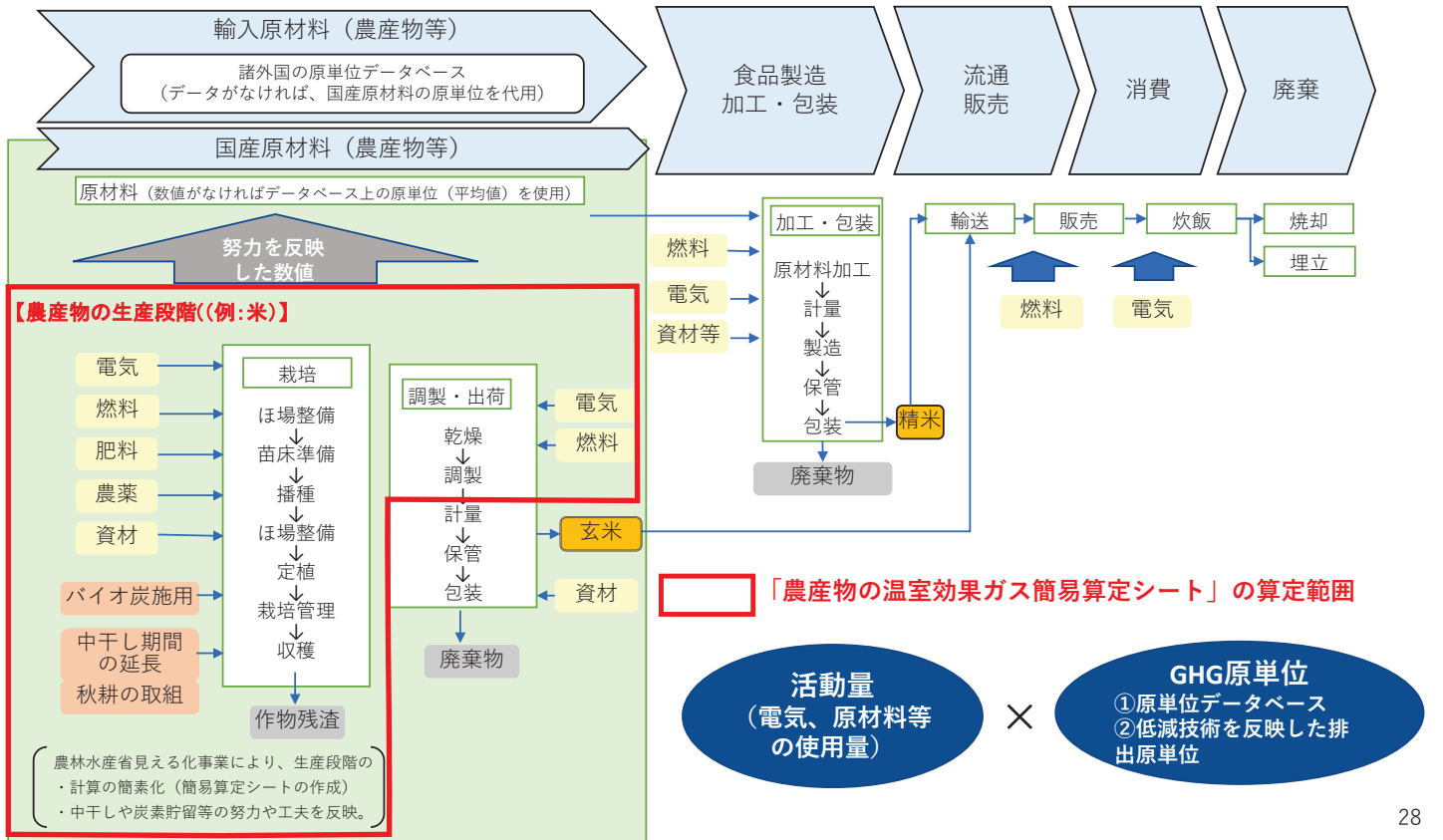
kg-CO₂e

IDEA：産業技術総合研究所で開発された国内最大級のライフサイクルインベントリデータベース。積み上げ法で作成されており、産業連関法で作成されたデータベースに比べ、物量ベース単位でより多くのデータ項目を有する。
 (注)農林水産省は、IDEAv2.3の特殊ライセンスを取得しています。

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(2) 簡易算定シートの算定範囲

- 簡易算定シートは、農産物の生産段階を算定範囲としています。
- 製品の原材料調達から廃棄に至る全ての段階（ライフサイクル）で評価する場合は、このほかに、食品製造、流通、消費、廃棄・リサイクルの全工程から排出される温室効果ガス排出量を算定する必要があります。



28

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(3) 簡易算定シートで取り扱うデータ（栽培情報）

- 利用者は、「データ入力シート」に該当する農産物の1年間の収穫量、農薬、肥料、電気、燃料等の使用量等を入力します。
- 農薬、肥料などの入力項目には、地域の標準活動量が初期設定されており、入力項目のデータが不明な場合はこの値を参照することができます。

【入力項目】

基本情報	
農産物	米、きゅうり(露地又は施設)、トマト(露地又は施設)、なす(露地又は施設)、ミニトマト(施設)、いちご(施設)、ほうれんそう、白ねぎ、たまねぎ、はくさい、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、だいこん、にんじん、茶、もも、りんご、みかん(露地又は施設)、ぶどう(露地又は施設)、アスパラガスから選択します。
栽培都道府県	栽培した都道府県を選択します。
栽培面積	対象作物の栽培面積を入力します。(単位:アール(a))
収穫量(年間)	対象作物の1年間の収穫量を入力します。(単位:kg)
農産物残渣の取扱い	
作物残渣の取扱い	対象作物の残渣の取り扱いについて、すき込み、焼却、その他有効利用(飼料化等)から選択します。
水田の湛水方式/秋耕の実施(農産物が米の場合のみ)	
湛水方式	間断湛水、常時湛水から選択します。
中干し期間の延長	間断湛水の場合、中干し期間の延長の有無(あり・なし)を選択します。 ※慣行の日数に対し7日間以上延長した場合に「中干し延長」とみなします。
秋耕の取組	秋耕の実施有無を選択します(あり/なし)
土壌への炭素貯留の取り組み	
バイオ炭の施用	土壌へのバイオ炭の施用の有無(あり・なし)を選択します。
バイオ炭の種類	バイオ炭の種類を白炭、黒炭、竹炭、粉炭、オガ炭、家畜糞尿由来(熱分解、ガス化)、木材由来(熱分解、ガス化)、草本由来(熱分解、ガス化)、もみ殻・稲わら由来(熱分解、ガス化)、木の実由来(熱分解、ガス化)、製紙汚泥・下水汚泥由来(熱分解、ガス化)から選択します。
バイオ炭年間施用量	バイオ炭の施用量を入力します。(単位:kg/10a)
緑肥の使用	緑肥の種類をトウモロコシ、ソルゴー、エンバク、ライムギ、その他ムギ、シロカラシ、キカラシ、レンゲ、ダイズ、クローバ、ルーピン、果樹園の草生栽培、その他から選択します。

29

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(3) 簡易算定シートで取り扱うデータ（標準活動量）

【入力項目】

農薬使用量	
殺虫剤	1年間に対象作物に使用した殺虫剤、殺菌剤、その他農薬（殺虫殺菌剤等）、除草剤について、10a当たりの使用量(kg)又は使用金額(円)を入力します。液体・固体・粉体などの性状の違いによらず、使用量に対応した購入時の重量または金額を入力してください。液体の場合は希釈前の原液の重量を入力ください。
殺菌剤	
その他農薬（殺虫殺菌剤等）	
除草剤	
肥料使用量	
窒素肥料（N成分量）	1年間に対象作物に使用した窒素肥料(N成分量)、リン肥料（P ₂ O ₅ 成分量）、カリ肥料（K ₂ O成分量）、堆肥について、10a当たりの使用量(kg)を入力します。たいぎゅう肥以外の有機質肥料も堆肥使用量に算入して入力してください。
リン肥料（P ₂ O ₅ 成分量）	
カリ肥料（K ₂ O成分量）	
堆肥（その他有機質肥料含む）	
プラスチック資材	
農業用塩化ビニルフィルム	1年間に対象作物に使用した農業用塩化ビニルフィルム、その他プラスチック類について、10a当たりの使用量(kg)又は使用金額(円)を入力します。プラスチック資材が数年にわたって使用される場合、耐用年数を考慮して、1年当たりの使用量（=廃棄量）を推計する必要があります。
その他プラスチック類	
化石燃料・電力使用量	
ガソリン	1年間に対象作物に使用したガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG、都市ガス、系統電力について、10a当たりの使用量(L, m ³ , kWh)又は使用金額(円)を入力します。 ※施設栽培においてはハウス暖房で使用する燃料・電力によるGHG排出量の割合が大きいことが予想されますので、入力値の転記ミスや用途の不一致がないかご確認の上、入力してください。
軽油	
灯油	
A重油	
LPG（液化石油ガス）	
都市ガス	
系統電力	

30

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(3) 簡易算定シートで取り扱うデータ（温室効果ガスに関する原単位（排出係数））

- 簡易算定シートでは、温室効果ガスに関する標準的な原単位(排出係数)を設定しています。
- 肥料、農薬等の製造時の二酸化炭素排出量には、各資材の製造段階のほか、原材料の調達段階（輸送含む資源採掘から原材料製造まで）における排出量も含まれます。

【原材料の製造時の二酸化炭素排出量の原単位】

農薬使用量	IDEA名称
殺虫剤	殺虫剤
殺菌剤	殺菌剤
その他農薬（殺虫殺菌剤等）	その他の農薬
除草剤	除草剤, 2,4-PA, ソーダ塩
肥料使用量	IDEA名称
窒素肥料（N成分量）	肥料（窒素質分）
リン肥料（P ₂ O ₅ 成分量）	肥料（りん酸質分）
カリ肥料（K ₂ O成分量）	肥料（カリ質分）
堆肥	有機質肥料
プラスチック資材	IDEA名称
農業用塩化ビニルフィルム	農業用塩化ビニルフィルム
その他プラスチック類	梱包資材, LDPE
燃料・電力使用量	IDEA名称
ガソリン	ガソリンの燃焼エネルギー
軽油	軽油の燃焼エネルギー
灯油	灯油の燃焼エネルギー
A重油	A重油の燃焼エネルギー
LPG	液化石油ガス（LPG）の燃焼エネルギー
都市ガス	都市ガス13Aの燃焼エネルギー
系統電力	電力, 日本平均

【水田からのメタン排出量の原単位】

$$\text{メタン排出係数} = aX + b$$

a*: 傾き (kg-CH₄/kg-C)*, b**: 切片 (kg-CH₄/ha)
(有機物施用量と DNDC-Rice モデルで算出されたCH₄排出量の回帰式より)

X: 堆肥、緑肥、作物残さのすき込み由来の有機物施用量(kg-C/ha)

注1: 間断灌漑における中干し期間の延長による水田メタン削減貢献率は、文献データから30%に設定。
注2: 農林水産省参考資料をもとに、秋耕による水田メタン削減貢献率は10%に設定。
出典: 日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2023年)
a*,b**: Katayanagi et al. (2016), "Development of a method for estimating total CH₄ emission from rice paddies in Japan using the DNDC-Rice model", Science of the Total Environment, 547, 429-440 (2016)

【窒素肥料の施用による土壌からの一酸化二窒素排出量の原単位】

kg-NあたりN ₂ O排出量		
直接排出	水稲	その他共通
一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/kg-N)	0.00487	0.00974
CO ₂ 換算値 (kg-CO ₂ e/kg-N)	1.29	2.58
間接排出（大気沈降）		共通（化学肥料）
一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/kg-N)	0.00242	
CO ₂ 換算値 (kg-CO ₂ e/kg-N)	0.641	
間接排出（溶脱・流出）		共通
一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/kg-N)	0.00414	
CO ₂ 換算値 (kg-CO ₂ e/kg-N)	1.10	

出典: 日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2023年)

31

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(4) 簡易算定ツールで低減技術として採用している項目

○ 簡易算定シートでは、温室効果ガス排出／吸収について、農業に特有の7つの項目を採用しています。

選択項目	対象	効果
水稻栽培における中干し期間の延長	コメ	水田からのメタン排出量の削減
秋耕	コメ	水田からのメタン排出量の削減
堆肥の連用	野菜・果樹・茶	連用による土壌炭素貯留効果*1 (CO2見える化サイト参照)
バイオ炭の農地施用	農業全般	土壌炭素貯留効果*2 (J-クレジット制度方法論参照)
(残渣) すきこみ	野菜	土壌炭素貯留効果*1 (CO2見える化サイト参照)
緑肥 (カバークロップ) ・草生栽培	野菜・果樹	土壌炭素貯留効果*1 (CO2見える化サイト参照)
茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料の施肥	茶	窒素肥料由来のN2O排出量の削減 (日本国GHGインベントリ報告書参照)

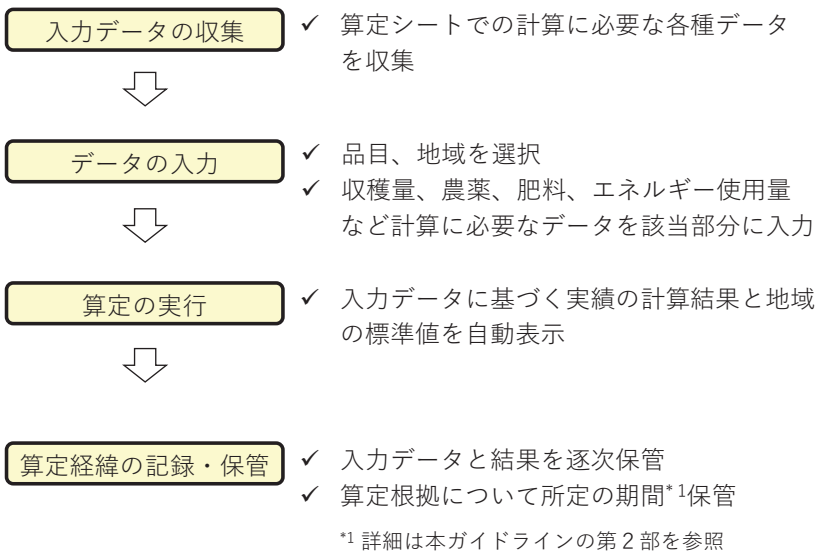
*1 農研機構が公開している「土壌のCO2吸収見える化サイト」(<https://soilco2.rad.naro.go.jp/>)を利用し、農地土壌への炭素貯留量を算出。
*2 J-クレジット制度における方法論「バイオ炭の農地施用」:<https://japancredit.go.jp/about/methodology/>に基づいて、農地土壌への炭素貯留量を算出。

32

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(5) 簡易算定シートの利用の流れ

- 算定シートを利用するにあたっての基本的な流れと主な留意事項の概要は下記のとおりです。
- 各項目の入力方法等の詳細は、「農産物の温室効果ガス簡易算定シート簡易操作マニュアル」を参照ください。



【排出量算定における主な留意事項】

- 算定シートへの入力の前に、農業日誌等を確認して、入力に必要な数値を準備・記録してください。
- 直近1年間のデータを準備することが望まれますが、営農方法に大きな変更がないという条件のもと、期間を明示することで、過去のデータや数年分のデータの平均値等を使用することもできます。
- また、栽培管理計画等に基づく算定も可能です。詳しい手順についてはラベル表示運用ガイドラインを参照ください。
- 算定シートへの入力の際には、入力する数値の単位に十分注意してください。
- 算定シートで計算した際には、入力済みの算定シート及び入力データの根拠となる情報を逐次保管し、必要に応じて確認できるようにしてください。

経年での削減への貢献量を算定する場合

- ✓ 基準値に過去のデータを入力し、今作の計算結果と比較

33

3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(6) 簡易算定シートの算定結果①

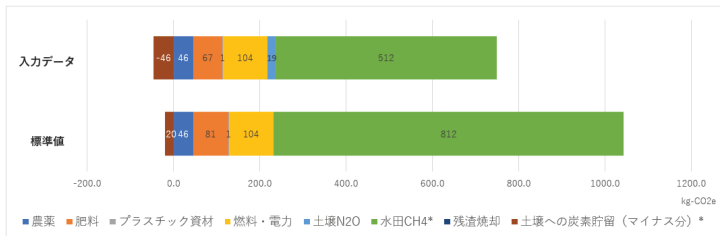
- 本シートの結果から、単位面積(10 a)当たり及び単位出荷量(10 kg)当たりの排出量を把握し、自らの現状を分析できます。
- 算定シートでは、設定されている標準値(全国農業ブロック別、東日本/西日本別、または全国)と比較して、削減に貢献をしている量や率を算出することができます。
- 地域の慣行農法に基づく標準排出量と自らの実績値を比較し、自らの温室効果ガス削減の努力を把握することができます。
- 前作の排出量と今作の排出量を比較することで増減状況を把握できます。
- これらの値は一定の仮定のもとに算出されたものであること、ライフサイクルのうち農産物の生産段階の排出量であり、ライフサイクル全体を包含するものでないことに留意が必要です。

農地面積10aあたりの温室効果ガス排出削減量 (CO₂換算値)

GHG削減量 (対標準値)	※マイナス表記が削減分、プラス表記は増加	割合
合計	-321.13 kg-CO ₂ e/10a	-31.38%
農薬	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
肥料	-13.65 kg-CO ₂ e/10a	-16.9%
プラスチック資材	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
燃料・電力	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
土壌N ₂ O	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
水田CH ₄ *	-300.44 kg-CO ₂ e/10a	-37.0%
残渣焼却	0.00 kg-CO ₂ e/10a	0.0%
土壌への炭素貯留 (マイナス分)*	-25.98 kg-CO ₂ e/10a	-127.3%

*水田由来CH₄は米のみに反映される項目で、その他の農作物には計上されません。
 *土壌への炭素貯留(マイナス分)には、バイオ炭、たい肥の施用による効果が含まれます。
 たい肥の施用による土壌への炭素貯留の算定式は、簡易に試算するため、圃場場所等について特定の条件を仮定しています。

農地面積10aあたり

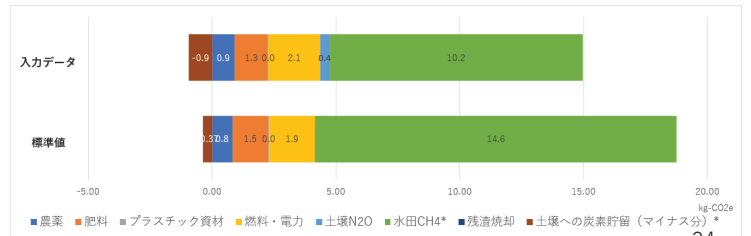


農産物10kgあたりの温室効果ガス排出削減量 (CO₂換算値)

GHG削減量 (対標準値)	※マイナス表記が削減分、プラス表記は増加	割合
合計	-4.35 kg-CO ₂ e/10kg	-23.67%
農薬	+0.09 kg-CO ₂ e/10kg	+11.2%
肥料	-0.11 kg-CO ₂ e/10kg	-7.5%
プラスチック資材	+0.00 kg-CO ₂ e/10kg	+11.2%
燃料・電力	+0.21 kg-CO ₂ e/10kg	+11.2%
土壌N ₂ O	0.00 kg-CO ₂ e/10kg	0.0%
水田CH ₄ *	-4.37 kg-CO ₂ e/10kg	-29.9%
残渣焼却	0.00 kg-CO ₂ e/10kg	0.0%
土壌への炭素貯留 (マイナス分)*	-0.56 kg-CO ₂ e/10kg	-152.9%

*水田由来CH₄は米のみに反映される項目で、その他の農作物には計上されません。
 *土壌への炭素貯留(マイナス分)には、バイオ炭、たい肥の施用による効果が含まれます。
 たい肥の施用による土壌への炭素貯留の算定式は、簡易に試算するため、圃場場所等について特定の条件を仮定しています。

農産物10kgあたり



3. 農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

(6) 簡易算定シートの算定結果②

- 簡易算定シートの結果から、化学肥料の低減や省エネなどの農業者等の温室効果ガス削減の努力・工夫を見える化することができます。
- また、温室効果ガスの排出量が多い工程や、土壌への炭素貯留の効果などを把握することができます。

○算定シートで評価可能な低減対策

低減対策例	低減効果
化学肥料の低減	化学肥料の生産段階等で排出される二酸化炭素や土壌中の窒素肥料分からの一酸化二窒素の排出が低減する。
農薬の低減	農薬の生産段階等で排出される二酸化炭素が低減する。
省エネ農業機械の導入	農業機械で使用するエネルギー（燃料・電気）から排出される二酸化炭素が低減する。
ハウスでのヒートポンプの導入	ハウス暖房機に使用する重油等から排出される二酸化炭素が低減する。
ハウスでの多層被覆導入	保温効果向上により燃料又は電気使用量が低減され、排出される二酸化炭素が低減する。
単位面積あたり収穫量の向上	同じ排出量に対し出荷量が増加するため <u>出荷量当たり</u> 排出量が低減する。（農地面積あたり排出量は不変）
栽培用プラスチック資材の削減	資材の生産段階や廃棄段階等で排出される温室効果ガスが低減する。
水田での中干し期間の延長	水田由来のメタン排出量が低減する。
バイオ炭の施用	バイオ炭に含まれる難分解性の炭素が土壌に貯留することで、吸収量（土壌炭素貯留量）として評価される。
作物残渣のすき込み	作物残渣に含まれる炭素が土壌に貯留することで、吸収量（土壌炭素貯留量）として評価される。
堆肥等有機質肥料の施用	堆肥等の有機質肥料に含まれる炭素が土壌に貯留することで、吸収量（土壌炭素貯留量）吸収量として評価される。
緑肥の利用	緑肥に含まれる炭素が土壌に貯留することで、吸収量（土壌炭素貯留量）として評価される。
水田での秋耕の取組	稲わらを秋のうちに土壌中にすき込みことで、好気的な条件下で稲わらの分解を促進し、翌春の湛水時にメタンの発生が減少する。

※ 残さすきこみや堆肥施用、緑肥の利用については、土壌からの一酸化二窒素の排出や水田からのメタン排出もあわせて算定されます。

4. サプライチェーン全体での 温室効果ガス削減の実現に向けて (簡易算定シートの更なる活用方策)

36

4. サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて

SCOPE 3 算定への活用に向けて 一次データとしての活用

- 生産者が生産現場等のデータを用いて簡易算定ツールにより算出した温室効果ガス排出量（一次データ）は、食品加工事業者・流通事業者のScope3カテゴリ1データ（原材料等）として利用することが考えられます。
- この場合、生産者の温室効果ガス削減努力（生産性の向上を含む）による効果が事業者の算定に反映できるようになります。

■ Scope3の各カテゴリの排出量の算定方法には以下の2種がある。

a. 簡易算定シートにより算定した温室効果ガス排出量（一次データ）を活用した場合

- 取引農業者等から「@@年度の貴社向け生産に係る総排出量は**トンでした」のような報告を受ける。

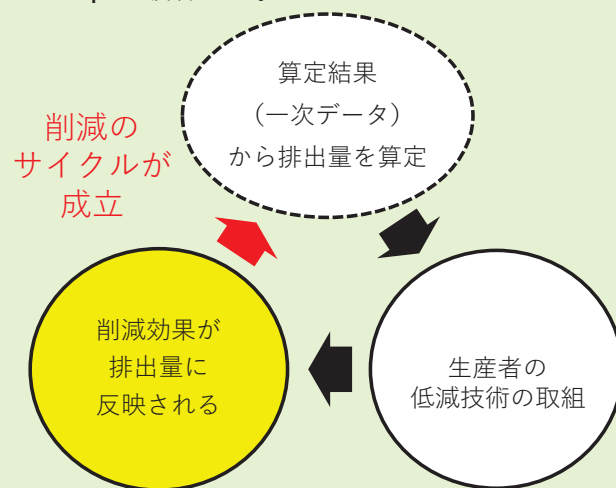
b. 一次データを活用しない場合

「排出量 = 活動量 × 排出原単位」という算定式から導出

- 活動量を自社で収集
- 排出原単位は、外部データベースや取引先から得る（=削減努力が反映できない）

● 簡易算定シートによる算定結果を活用した場合

- 簡易算定シートにより算出した温室効果ガス排出量（一次データ）を食品加工事業者等が利用した場合、**生産者による温室効果ガス低減技術の効果が反映された温室効果ガス排出量をScope3に反映できる。**

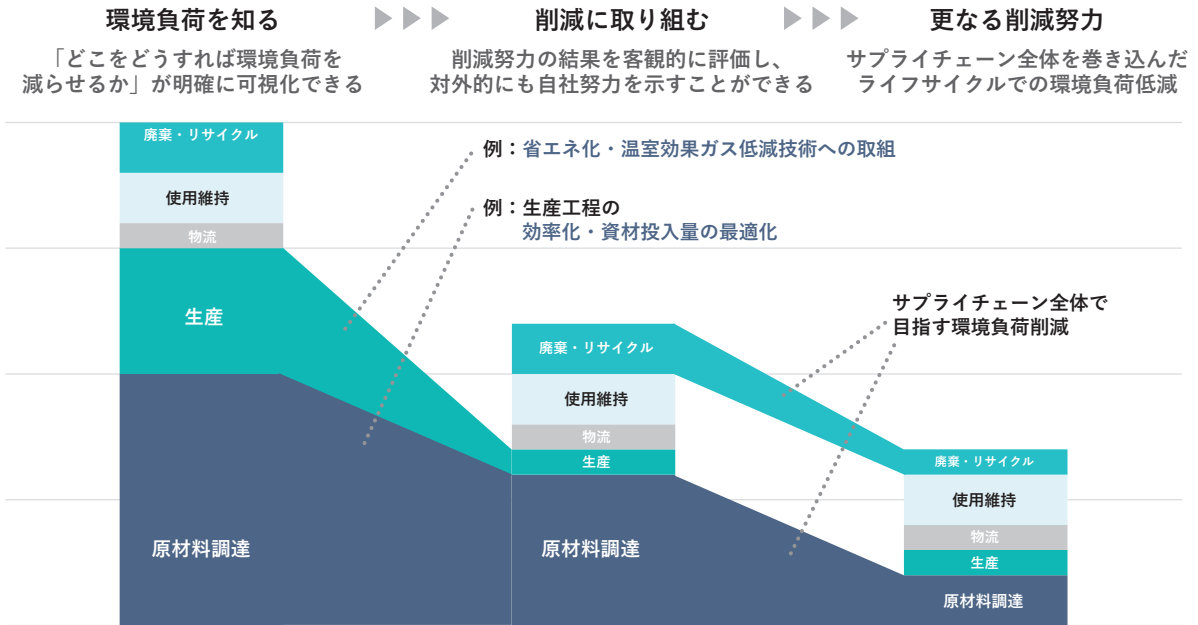


37

4. サプライチェーン全体での温室効果ガス削減の実現に向けて

(参考) 農産物のGHG簡易算定と事業者単位のGHG算定の関係

- 事業者が調達する個々の農産物の簡易算定の積み上げで、事業者視点でサプライチェーン全体での環境負荷の「見える化」と「削減」に向けた取り組みの優先度付けが可能です。
- 環境負荷がどこで発生しているのかを把握することは、削減余地を把握することにつながります。削減活動には相応の労力が必要ですが、客観的な情報把握は、合理的に削減努力を継続するためにも重要なポイントです。



出典 (一社) サステナブル経営推進機構

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

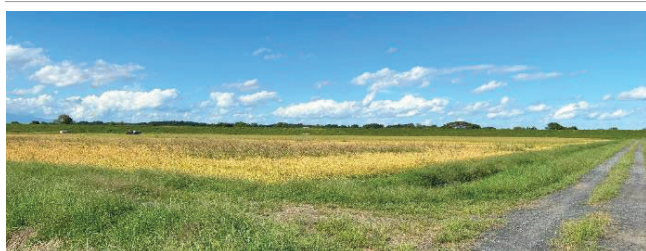
5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(1) 化学農薬・化学肥料低減・不使用の取組

取組概要

取組説明	<ul style="list-style-type: none"> 化学農薬及び化学肥料を地域の慣行使用量から低減し、水田における環境への負荷を減少させることで生物多様性を保全する
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類、無脊椎動物、植物など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 春～夏時期（田植え～収穫）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域・近隣圃場との協力

取組イメージ



出典：有機栽培水田（宮城県大崎耕土にてPwCが撮影）

取組要件

項目	詳細要件
農薬/肥料	<ul style="list-style-type: none"> 化学農薬（※）の成分使用回数、化学肥料の窒素成分量を都道府県が定めた地域の慣行レベルから低減すること ※「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」で定める節減対象農薬 【推奨事項】 有機質肥料の施用等により土づくりを行うこと 特定の保全対象生物がある場合には、それへの影響に応じて農薬成分を削減すること

取組の記録

記録方法/内容	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> 化学農薬の使用日及び使用成分 化学肥料の施用日及び投入窒素成分量（肥料名・窒素成分割合・施用量等） 防除作業の実施日、実施内容
---------	--



出典：宮城県「宮城県産特別栽培農産物推進店の紹介」
出典：石川県「特別栽培農産物認証制度について」

40

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(2) 冬期湛水（別名：ふゆみずたんぼ）

取組概要

取組説明	<ul style="list-style-type: none"> 栽培期間外に水田を湛水させること 冬場に水場に来る生きものの生態系を向上させる
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類、無脊椎動物など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 秋期・冬期（収穫後～春耕前）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 水源の確保（冬期の水利、雨水・積雪利用） 畦畔の補強（他圃場への浸水防止）

取組イメージ



出典（左）：新潟県佐渡市「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度-認証基準」
出典（右）：宮城県大崎市 蕪栗沼（本調査時の受領資料より）

取組要件

項目	詳細要件
湛水期間	<ul style="list-style-type: none"> 刈り取り後、栽培期間外に2か月以上湛水すること
湛水状態	<ul style="list-style-type: none"> ほ場全体に水が溜まり、湿地状態または湛水状態であること 【推奨事項】 ほ場全体が湛水状態であること
管理	<ul style="list-style-type: none"> 【推奨事項】 湛水管理を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること 有機質肥料を投入すること

取組の記録

記録方法/内容	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> 湛水期間（湛水開始日、終了（排水）日） 湛水状態確認日 【推奨事項】 写真による記録をすること <ul style="list-style-type: none"> 湛水されている圃場の様子（湛水開始直後、湛水開始30日後）
---------	--

41

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(3) 中干し延期または中止

取組概要

取組説明	<ul style="list-style-type: none"> 中干しの開始を延期または中止させ、水生生物の成長する期間に湛水状態を維持すること
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none"> 両生類、無脊椎動物など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 自治体・農業団体の中干し時期
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 稲の生育や農産物の品質に影響がないよう留意

取組イメージ



出典：栃木県「エコ農業とちぎカATALOG」

取組要件

項目	詳細要件
中干し時期	<ul style="list-style-type: none"> ヤゴ・オタマジャクシなどの水生生物の生育を妨げないように、例えば、ヤゴの羽化、オタマジャクシの変態を確認した上で、中干しを実施する又は中干しを行わないこと 地域で設定されている中干し期間から遅らせることを基本とする

取組の記録

確認方法/内容	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> 中干し開始日、終了日 成長を確認した生物種と確認日 【推奨事項】 写真による記録をすること <ul style="list-style-type: none"> 成長（変態）をした生き物の様子 例) カエル（成体）・トンボ（成虫）、ヤゴが羽化した抜け殻（※）等 <p>※参考「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」P25</p>
---------	--

42

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(4) 江の設置等（江、深溝）による湛水場所の確保

取組概要

取組説明	<ul style="list-style-type: none"> 水田内に、江、深い溝、ピオトープを設置し、中干しや落水の際に、魚類や水生昆虫等の退避場所を作り、生態系を保護する（畦畔の外に設置する場合は、水田と連結され生物が行き来できる状態にすること）
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類、魚類、両生類、無脊椎動物など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 通年、または中干し・落水時期
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域・近隣圃場との協力 設置場所の考慮（実施圃場に隣接する圃場の作物の作付け等に影響させない）

取組イメージ



出典：新潟県佐渡市「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度・認証基準」

取組要件

項目	詳細要件
位置/面積	<ul style="list-style-type: none"> 概ね幅20cm以上、深さ10cm以上、ほ場区画10aあたり長さ5m以上を目安とし、1辺の畦畔に沿って湛水が保たれる溝を設置すること ほ場と連結され生物が行き来できる状態であること 【推奨事項】 環境直接支払交付金の地域特認等、地域で推奨される形状が設定されている場合は、それに従うこと
湛水期間	<ul style="list-style-type: none"> 中干し期間中、湛水すること 【推奨事項】 通年での湛水
管理	<ul style="list-style-type: none"> 【推奨事項】 劣化しないよう作溝作業を実施すること

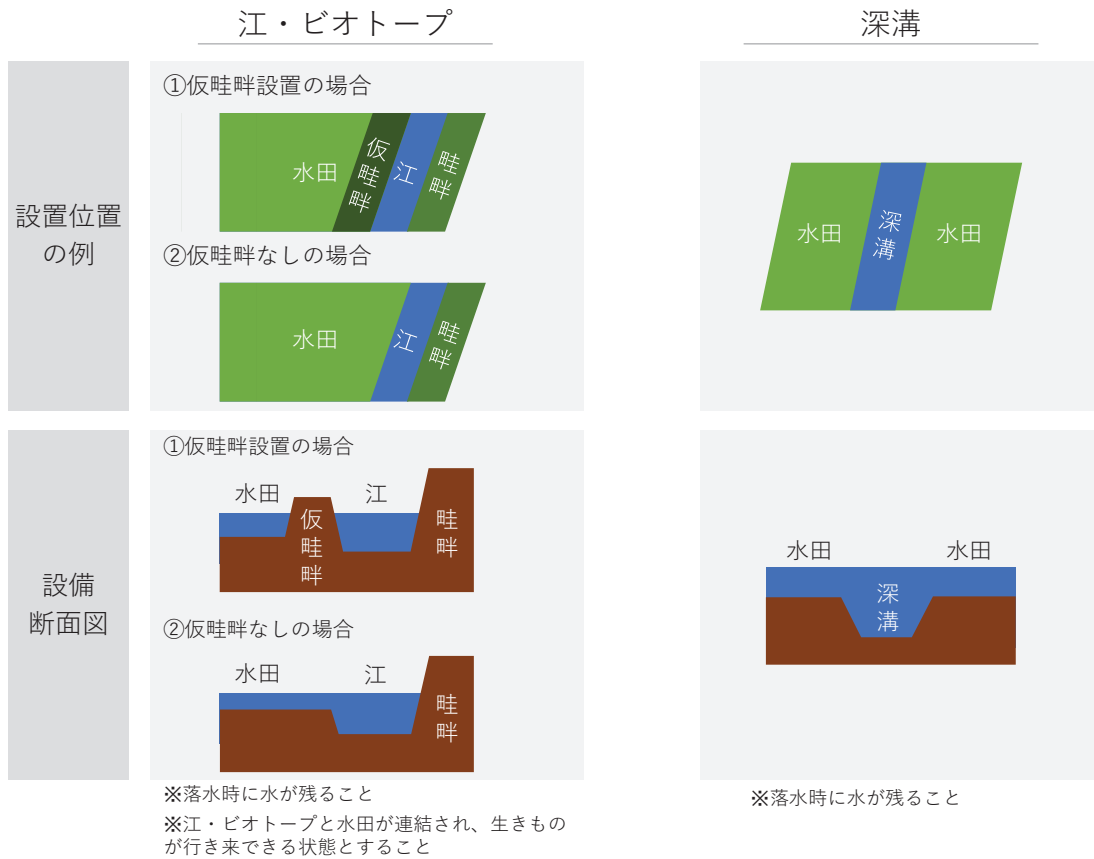
取組の記録

確認方法/内容	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> 江等の長さ、幅、深さ（大体の大きさが分かれば写真による記録で可） 【推奨事項】 写真による記録をすること <ul style="list-style-type: none"> 中干し期間中に江等が湛水状態である様子
---------	--

43

5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(参考) 江等の解説



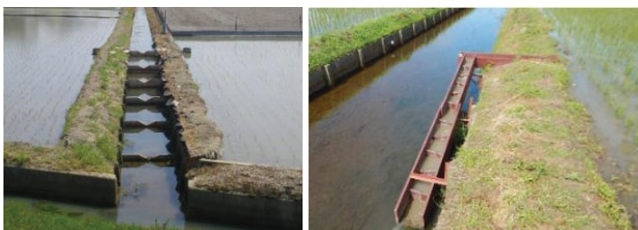
5. 水田における生物多様性保全の取組内容と記録方法

(5) 魚の保護

取組概要

取組説明	<ul style="list-style-type: none"> 水田と取水／排水路間に魚道を設置すること等により魚類等の水生生物の往来を確保する
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類、魚類など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 水田の湛水期間
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 河川・湖・ため池・用水等と水田のつながりがあること 保全対象とする生物を特定し、当該生物が利用可能な構造とする必要

取組イメージ



出典：滋賀県「魚のゆりかご水田プロジェクト-2. 湖岸と水田と魚の関係の移り変わり」

取組要件

項目	詳細要件
設備・環境	<ul style="list-style-type: none"> 水田と取水／排水路間に魚道等を設置すること、もしくは水田と取水／排水路の高低差が少ない土水路を設けていること
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 魚類の生活史を考慮し設置すること
管理	<ul style="list-style-type: none"> 魚道内又は出入り口／土水路と水田の連結部分を板や泥、雑草等で塞がないこと 魚道又は土水路が破損していないこと、漏水させないこと 水田排水時に適切な魚類の退避策を講じること <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中干し前に作溝などにより魚が排水路へ流下しやすくすること

取組の記録

確認方法/内容	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録簿への記帳 魚道の設置位置、構造／土水路と水田の連結部分の状態（写真による記録で可） 除草・泥上げ等の魚道又は土水路の管理作業の実施日、実施内容
---------	--

(6) 畦畔管理

取組概要

取組説明	<ul style="list-style-type: none"> • 畦畔に除草剤を使用せず、機械除草等の管理で草地植生を維持することにより、畦畔に生息する生物を保護する
保全が期待される生物種	<ul style="list-style-type: none"> • 両生類、無脊椎動物、植物など
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> • 通年
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> • 土地形状（平地向き）

取組イメージ



出典：京丹後市「6月3日 田んぼの草刈りは大切です」

取組要件

項目	詳細要件
除草剤	<ul style="list-style-type: none"> • 1年を通じて対象の水田に接する畦畔へ除草剤を使用しないこと
除草方法	<p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 根元（3cm以上）を残して高刈すること

取組の記録

確認方法/内容	<ul style="list-style-type: none"> • 生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> • 畦畔の除草の実施日、実施範囲 【推奨事項】 • 写真による記録をすること <ul style="list-style-type: none"> • 除草後の畦畔の様子
---------	--

(参考資料)

参考1：表示に関する一般的な留意事項

(1) 景品表示法に定める「不当な表示」

- 我が国では、景品表示法において、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について、実際のものよりも又は事実に相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す不当な表示を禁止しており、本ガイドラインにおける表示も規制の対象となっています。
- 本ガイドラインにおける表示を行う際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠に基づいて適切に行う必要があります。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（昭和37年法律第134号）

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

参考1：表示に関する一般的な留意事項

(2) 国際規格（タイプII規格）

- 事業者等の自己宣言による環境主張は、ISO 14021タイプII環境ラベル表示（我が国ではJIS Q 14021）として国際的にルール化されており、わが国では、「環境表示ガイドライン～消費者にわかりやすい適切な環境情報提供のあり方～」（平成25年3月環境省改訂）が発行されています。

○ 主張は正確で、実証されており、検証可能であること

・ タイプII規格では、主張を作成する以前に主張内容が実証され、それを検証するための評価方法の準備や、評価は完全に文書化すること、そして、その文書は情報公開の対象であることなどが規定されています。主張内容の事前実証については、前述したとおり、景品表示法に規定されています。主張内容が正確であるかについて、第三者の認証機関等から確認を得る義務はありませんが、事業者内での十分な議論や関係機関及び事業者団体等との事前確認や表現の適切さ等について協議されることが望まれます。

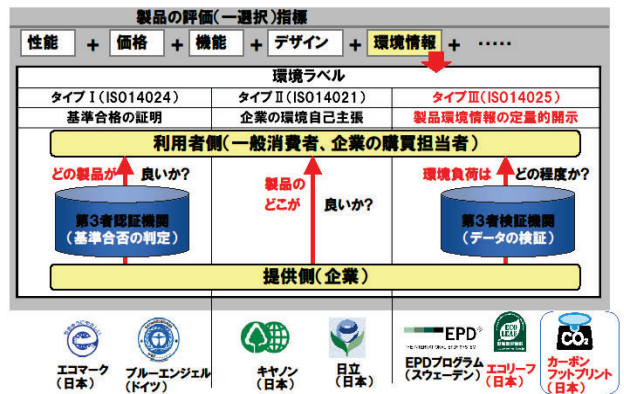
○ あいまいな表現や主張の対象が特定されない表示は行わない

・ タイプII規格は、「環境に安全」、「環境にやさしい」、「地球にやさしい」、「無公害」、「グリーン」、「自然にやさしい」、「オゾンにやさしい」などのあいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにほめかす主張をしてはならない、としています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを、その根拠を示さずに使用すると、消費者にあなたも環境に配慮したものであるかのような印象を与える可能性があります。そのような弊害を避けるためにも、環境配慮の内容（独自又は共通の基準及び適合状態や改善状況など）を、具体的に説明することが必要です。

○ 主張内容は、製品のライフサイクルにおける関連する環境側面のすべてを考慮したものでなければいけない

・ 最終製品の性能や仕様、製品やサービスの環境表示への適合性、基準の達成状況等に関する主張内容は、真実であること、また、製品やサービスのライフサイクルに関連するあらゆる環境側面を考慮したものでなければなりません。つまり、製品やサービスのライフサイクルを総合的かつ定量的に評価し、環境負荷の改善程度や優位性を判断することが必要となります。なお、タイプII規格では、必ずしもライフサイクルアセスメント（LCA）の実施を要求していませんが、例えば、一つの環境影響を減少させる過程で、他の環境影響を増大させる（トレードオフ）可能性があるため、ライフサイクル全体でトレードオフのないことを確認することが望ましく、特定のライフサイクルの段階で、環境負荷が低減できたことだけを誇張して主張することはできません。

○ 環境ラベルの国際規格における分類



出所：一般社団法人サステナブル経営推進機構資料